

現行制度と大気汚染防止法の改正の概要について

参考資料 1

事 項		大気汚染防止法（改正前）	大気汚染防止法（改正後）	大阪府生活環境の保全等に関する条例
1. 対象建築材料		【施行令第3条の3】 吹付け石綿、石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材、石綿含有断熱材	同左	【規則第16条の2】 ・法対象建築材料（同左） ・石綿含有成形板（横だし）
2. 事前調査	実施者	規定なし	【法第18条の17第1項】 ・受注者（元請） 【法第18条の17第1項】 ・受注者は、発注者へ書面を交付して説明する	【条例第40条の3第1項】 ・施工者（元請）
	調査対象	—	【法第18条の17第1項】 ・建築物等の解体、改造、補修する作業を伴う建設工事（解体等工事） ・ただし、該当しないことが明らかなものは除く 該当しないことが明らかなものは、省令で規定する予定（建築年代・構造等）	【条例第40条の3第1項】 ・全ての解体等工事
	調査方法 調査事項	—	【省令改正】 ・検討中	○調査方法【規則第16条の4】 ・設計図書その他の資料の確認 ・目視 ・上記方法で確認できないとき分析（石綿が使用されているものとする場合、不要） ○調査事項【規則第16条の5】 ・使用の有無 ・使用されている場合、種類、使用面積、使用箇所
	結果の掲示義務	—	【法第18条の17第4項】 ・受注者は、工事場所において結果等を掲示する 【省令改正】 ・結果その他の掲示事項について検討中	【条例第40条の3第2項】 ・施工者は、工事場所において結果等を表示する 【規則第16条の6】 ・施工者氏名、住所、連絡先等 ・石綿含有建材の使用の有無と有の場合、種類 等
	勧告・命令等	—	規定なし	【条例第40条の4】 ・調査又は表示をしていないときは勧告できる
3. 届 出		【法第18条の15】 ・施工者（元請）	【法第18条の15】 ・発注者又は自ら施工する者（発注者等） 【省令改正】 ・届出義務者変更に伴う届出事項等について検討中	【条例第40条の7】 ・施工者（元請）
4. 作業の基準		【規則第16条の4】 ・前室の設置 ・作業場所の隔離 ・集じん・排気装置の設置 ・作業場所の負圧の維持 ・掲示板の設置 等	【省令改正】 ・作業基準の一環として、集じん装置出口又は敷地境界での濃度測定を検討中	【規則第16条の7】 ○法対象特定工事 ・法の作業の基準に加え、排気装置等の良好な運転管理、排水処理の規定がある ○石綿含有成形板の解体等作業（横だし） ・建築物等の高さ以上の幕等を設置 ・散水して除去 等
5. 濃度の基準		規定なし	同左	【条例第40条の6】 敷地境界基準 【条例第40条の12】 濃度測定の義務づけ 【規則第16条の8】 ・基準値 10本/L （石綿工場に対する基準値と同じ）
6. 立入検査		【法第26条】 ・特定粉じん排出等作業を伴う建設工事（特定工事）の場所	【法第26条】 ・特定工事の場所（同左） ・解体等工事の場所（追加）	【条例第105条】 ・特定排出等工事の場所 ・解体等工事の場所 ・施工者の事務所等